

議案第150号

債権の放棄について（財政局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪市生野区巽南5丁目2番41号
鳥越 美佐枝
- 2 債 権 の 内 容 給与の過払による返還金に係る債権
- 3 放棄する債権の額 金165,177円
- 4 放 棄 の 理 由 債務者が破産しており、当該債権の弁済を受けることができ
る見込みがないため

令和2年9月11日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

債務者に対する給与の過払による返還金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。